２　認定事業者は、前項において、経済産業大臣の確認を受けようとするときは、あらかじめ、様式第七の二による申請書により、その旨を経済産業大臣に申請し、確認を受けなければならない。

３　系統連系工事着工申込書の受領後、一般送配電事業者等による電気的な接続の予定日が、系統連系工事の事情により遅延した場合には、当該遅延した期間を第一項で定める期間に加える。

（系統連系工事着工申込書の受領条件）

第十三条の三　前条第一項の規定に基づき、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領するに当たっては、認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点において、次に掲げる要件（第二号及び第三号については、必要な場合に限る。）を全て満たしていることを条件とする。

一　当該設備を設置する場所について、所有権その他の使用の権原を有していること。

二　当該設備を設置する場所について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に限る。）が行われ、又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を受け、若しくは同法第四条第一項第七号若しくは同法第五条第一項第六号の届出（不備がないものに限る。）が行われていること。

三　当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の開発行為の許可を受けていること。

［新設］

様式第七の次に次の様式を加える。

様式第七の二（第十三条の二関係）

再生可能エネルギー発電事業に係る進捗確認申請書
（再生可能エネルギー発電事業進捗確認書）

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
申請者（提出者）　住　所　（〒　－　）

（ふりがな）
氏　名

電話番号　（　）　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第十三条の二第二項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電事業の進捗の確認を受けたいので、次のとおり申請（提出）します。

【再生可能エネルギー発電事業計画の内容】

設備ID	
新規認定日	平成　年　月　日
接続契約締結日	平成　年　月　日
設備名称	
設備の所在地	
発電出力（kW）	

【経済産業大臣に確認を依頼する内容及び提出する添付書類】

（下記のいずれかにチェックの上、必要な記載・添付書類の添付をすること）

□　電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第四八条第一項に基づく工事計画届出が不備なく受理されている

添付書類：届け出た工事計画届出書の表紙の写し並びに発電所の名称及び住所が確認できる工事計画書の頁の写し

□　電気事業法第四六条の一四の規定による準備書に対する経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと又は勧告までの期間延長の通知が出されている

添付書類：経済産業大臣の勧告、勧告をする必要のないこと又は勧告までの期間延長の通知の写し

以上